

TOPIC

最低賃金について

■地域別最低賃金が、この10月1日より引き上げられました。

《長野県最低賃金》

728 円

《山梨県最低賃金》

721 円

■この最低賃金は、年齢に関係なく、パートさんや学生アルバイトなども含めすべての労働者に適用されます。

■しかし、最低賃金減額が特例として認められている労働者がいます。

最低賃金額を一律に適用するとかえって雇用機会を狭める可能性がある労働者で、以下の者です。

- 1.精神または身体の障害により著しく労働能力が低い者
- 2.試用期間中の者
- 3.認定職業訓練を受ける者のうち一部の者
- 4.軽易な業務に従事する者
- 5.断続的な労働に従事する者

■ただし、減額対象者に該当する場合は各都道府県労働局長の許可を受けないといけなくなっていますので、ご注意ください。

■減額対象者でもなく、地域別最低賃金に違反してもっと低い賃金で労働者に給料を払うと、賃金不払いとして、50万円以下の罰金となります。

■また、業種によっては特定（産業別）最低賃金というものがあります。
こちらは、様々な業種があり紙面上ご紹介できませんので、今回付録とします。（長野県分のみ）

■最低賃金は、時間のみで決められている額です。
ですので、時間給者の場合はそのものの額で、一目瞭然です。

■次に、日給者の場合はその方の1日の所定労働時間数により計算をします。

$$\text{日給額} \div \text{1日の所定労働時間数} = \text{時間額}$$

■月給者・日給月給者も、同様に1ヶ月の所定労働時間数で計算します。

$$\text{月給額} \div \text{1ヶ月所定労働時間数} = \text{時間額}$$

この1ヶ月所定労働時間数ですが、考え方は以下のようになり捉え方が違うので注意しましょう。

▽フルタイム労働者（正社員のような）

就業規則等で決められているその会社の所定労働時間

▽パートタイム労働者（フルタイムでない方など）

雇用契約、労働契約等で決められているその方の所定労働時間

■では、基本給は時間給だが諸手当は月額が決まっていて定額で支給になる、という場合はどうでしょう。

その場合は、基本給（時間給）と、諸手当を月給として計算した額の合計額でみることになります。

■次に、最低賃金の対象となる賃金についてですが、支払われる給料全部が最低賃金を確認する対象になるかということ、そういうわけではありません。
基本給はもちろん対象となりますが、諸手当の中には対象とならないものもあります。

○対象とならない手当

精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当など

労働に関する手当で毎月定額で支払われるものは対象となり、そうでないものは対象とならない、というイメージでよいと思います。

個別にこの手当はどうだろうかということがあれば、お問い合わせください。

■最後に、例を挙げてみましょう。

基本給	100,000
職能給	25,000
家族手当	10,000

通勤手当	5,000
残業手当	15,000
合計	155,000

1日8時間、1年変形労働時間制により、年間休日
105日＝年間労働日数260日

という場合、まず対象となる賃金は基本給と職能給のみとなります。

$100,000 + 25,000 = 125,000$

$125,000 \div (260 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間} \div 12 \text{ 月})$
＝ 721.15・・・

728 円 ≥ 721.15 円

この例では最低賃金を下回ってしまい、法違反となります。

この方を最低賃金を上回るように給料を決めるなら、最低でも

$728 \text{ 円} \times (260 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間} \div 12 \text{ 月})$
＝ 126,186.66・・・

ですので、126,200 円以上で設定しなければなら
ないということになります。

大事な お 知 ら せ

1. 健康保険・介護保険料率について

平成 26 年 9 月から、厚生年金保険料率に変更になりました。健康保険関係料率は、今までと同じ額です。
(長野県の料率です。他都道府県はお手数でも、協会けんぽのホームページをご覧ください。)

(健康保険	4. 9 2 5 %)
+ (介護保険	0. 8 6 %)
健康保険	5. 7 8 5 %
厚生年金	8. 7 3 7 %

変更

雇用保険	0. 5 % (建設 0. 6 %)
------	--------------------

実際に社会保険料を変更するのは、(普通は) 10 月
支払いの給料から引く分からとなりますので、ご注意ください。

また、賞与は、9 月 1 日以降支給する分から変更し

てください。

賞与については、千円未満を切り捨てた額に上記の率を掛けてください。

上限は、健康保険が年度(4/1～翌年3/31)の累計額 540 万円、厚生年金は 1 回(同月 2 回以上支給の場合合算で) 150 万円です。

ですから、それぞれの額を超えた分については保険料はかかりません。

また、介護保険は 40～64 歳までです。

2. 社会保険料一覧表について

厚生年金保険料率の変更、基礎算定の結果により社会保険料が変更になっていますので、各お客様の給与計算に間に合うように順次社会保険料一覧表をお送りします。

9 月中の締めで翌月初支給のような場合にはすでにお送りしてありますが、そうでない場合はお送りしている最中ですので、ご確認ください。

料率だけでなく等級が変更になる従業員さんもいらっしゃるので、ご注意ください。

3. 労働保険について

今年度も、労働保険料納付にご協力いただき、誠にありがとうございます。

労働保険料第 2 期の口座引き落としの日が迫ってきましたので、お知らせします。

10 月 23 日(木) 第 2 期引落

～集金、振込等

引落できない場合、集金のお客様については、改めて連絡いたします。11 月 14 日の納付期限には全額納付できますよう、ご協力をお願いいたします。

保険料額については、今月上旬には労働局よりお知らせが届くと思いますので、ご確認ください。

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 諏訪労務管理センター

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroka.miyasaka@misawaka-kei.jp

このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

しゃろうしみやさかの
ひとりごと

ー びっくり ー

(伊豆山が噴火したのに)は
びっくりしました。

紅葉シーズンの土曜日のお昼時間というので
頂上に多くの登山者がいた様子 を思うと
胸が痛みます。

日本はどこでも火山国らしくて 山で原発
はいはい 本当にびっくりだなと思いましたよ。

さて 今月から 私どもの職場に新しい
方が入りました。

西・末さんという若い男性です。
どうぞ ようしくお願い致します。
あらためて挨拶に伺いますか、とりあえ
紙上で こあいさつです。



10月 私に高齢者の仲間入り
をすらすら 市役所から「おたすね」という
手紙がきました。内容は
おたすねは一人で電車やバスにのって外出してすか
(はい いいえ せいか

今日は 何月何日ですか わからないことか
ありますか？ (はい いいえ
どうするつもりで いますか 失礼です!!

と思っています。 同時に

高齢者用 肺炎球菌ワクチン予防注射の
予約がとれた。

私が? えー? もう? ばんで
こんな大丈夫かい?

そういえば 西田敏行が コマーシャルで
やりましたっけ。

年をとったという自覚が ないのかどうか
他の人から見れば 充分 高齢者なんですね。

テレビを見て 夫が 同じ年の人か
写ると 「あら あんなに じいさんやねんぞ」
と言うけれど

「いや、 テレビに写れば 充分 じいさんだよー」
と私が ませがえして いますか

私もテレビに 写ったの あんなもんばうねー。
と 笑い合っています。